

塵芥収集車には定期点検が義務付けられています!!

『機械式ゴミ収集車に係る安全管理要綱』（労働省労働基準局通達第60号）で、ゴミ収集車を使用してゴミ処理作業を行う業者は定期自主検査等を実施し、その結果を記録して3年間保存し、また点検等により異常を認められた時には補修その他必要な措置を講ずる事になっています。

毎日を安全・快適に、すごして頂くために

- 一日のお仕事前には、必ず作業開始前（特に安全装置・機能確認）点検を行って下さい。
- 点検は、毎月と1年毎の定期自主点検を行って下さい。尚、点検記録簿は3年間保存するよう法律で定められています。
- 作動油・フィルタは消耗品ですので定期的に交換をして下さい。（各メーカー取扱説明書による）
- 油圧力は毎年測定をする必要があります。（油圧調整はメーカー指定サービス工場へおまかせ下さい）
- 毎日のお仕事が終わりましたら、必ず洗車をして下さい。（電子部品は洗車禁止：取扱説明書参照）
- 車の調子がおかしい時は、直ぐに最寄りのメーカー指定サービス工場へ御連絡願います。

目々ダメージを受けている煽動部



《作動油・グリスアップ・定期交換部品等のメンテナンスを怠ると》

- ★ 各シリンダ・駆動部（ドライブシャフト・チェーン他）・積込装置には日々の収集作業で高い負荷が掛っております。
- ★ 油圧装置には精密部品である油圧ポンプ（プランジャー式・ギヤ式等）・シリンダ・電磁バルブ等が使用されており高い油圧力で作動油（オイル）が流れております。
- ★ 作動油・油圧ホース・汚水パッキン等は日々劣化が進んでまいります。
定期的な部品交換とグリス給脂を怠ると故障の原因だけではなく、事故や災害に至るケースもあります。

プレートピンボス
周りの亀裂



プレート連結ボス部
の異常摩耗



汚水パッキン
劣化変形



作動油タンク内
オイル汚れ



★ 作動油は汚れていませんか？
直ぐに確認し交換を致しましょう!!



汚れた作動油

作動油本来の性能
(潤滑・冷却・洗浄・
消泡作用)が損なわ
れるばかりか、機能
低下や焼き付き油漏れ
等の原因になります。



新しい作動油

正しいメンテナンスで機械も体も健康体

